1　処分をした年月日　平成22年３月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シーアンドシー・プロ　安東　正志　大阪府大阪市中央区備後町２－４－９　日本精化ビル２階　国土交通大臣許可（特―17）第21206号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年５月 20 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年３月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　木原建設株式会社　塚谷　秀男　福井県越前市大虫町７－２　国土交通大臣許可（特―19）第1519号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんがブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年５月 20 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年２月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アトラス　水嶋　　守　京都府舞鶴市字京田63　国土交通大臣許可（般特―17）第21294号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年２月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年５月 20 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年３月17日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本ペイント株式会社　酒井　健二　大阪府大阪市北区大淀北２－１－２　国土交通大臣許可（特―17）第4496号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年５月 20 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年３月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大協建材　林　　忠雄　大阪府大阪市浪速区元町１―13―７　国土交通大臣許可（般特―21）第13688号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年５月 20 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年３月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪神ユニテック株式会社　向井　　均　大阪府大阪市東住吉区今川４―18―３　国土交通大臣許可（般特―21）第19086号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年５月 20 日
近畿地方整備局長　上総　周平
1　処分をした年月日　平成22年３月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東洋紡フェアトーン株式会社　藤田　隆男　大阪府大阪市中央区久太郎町２－４―27　国土交通大臣許可（般―19）第19802号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３９号
新潟市西区浦山４丁目13番18号
債務者　金井　和義
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７７号
神戸市東灘区青木２丁目16番17―701号
債務者　川越　達也
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７８号
神戸市東灘区青木２丁目16番17―701号
債務者　川越　清子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築山　鮎子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１４号
神戸市兵庫区駅前通５丁目１番18―501号、従前の住所神戸市兵庫区水木通３丁目３番５号
債務者　藤森工務店こと　藤森　裕昭
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部